令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　ガス局

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異　※
任期の定めのない常勤職員	73.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	128.3%
うち会計年度任用職員	127.1%
うち再任用職員	99.3%
うち任期付正職員・臨時的任用職員	―
全職員	76.0%

※「差異」とは、以下の算出方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人あたり平均}}{\text{男性職員の給与の一人あたり平均}}$$

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
局長・次部長相当職	―
課長相当職	―
課長補佐相当職	―
係長相当職	―

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
３６年以上	85.0%
３１～３５年	85.5%
２６～３０年	83.9%
２１～２５年	―
１６～２０年	73.8%
１１～１５年	79.3%
６～１０年	71.3%
１～５年	78.3%

【説明欄】

以下①～③は任期の定めのない常勤職員、④は任期の定めのない常勤職員以外に関する説明（【】は該当箇所）。

①係長職以上の女性職員は在籍していない。また、(2) 勤続年数別について、女性の職員がいない、もしくは情報公表の対象者が少ない箇所を「―」と記載している。【１、２】
②扶養手当や住居手当について、男性を支給対象者とする申請が多くなっており、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 100.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 95.0%である。【２】
③時間外勤務時間数については男性の方が多くなっており、年間の総時間外勤務時間数のうち、男性の占める割合は 94.6%、女性の占める割合は 5.4%である。【２】
（男性技術職員の割合が高く、当該職員が緊急保安対応や夜間工事立ち合い等の業務に定期的に従事するため、超過勤務手当の支給額等で給与差が生じている）
④任期の定めのない常勤職員以外の職員について、60 歳以上の再任用職員（短時間：年間約 387 万円）の割合は男性 87.7%・女性 13.3%であり、会計年度任用職員（年間平均約 489 万円）の割合は男性 43.5%・女性 56.5%であることから給与の差異が生じているものの、職員区分ごとに比較した場合は給与差は縮小する傾向にある。【１】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員数の算出においては、週当たりの勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割ることにより算出している。（例）週 30 時間勤務の場合：30÷38.75≒0.77 人（小数点第３位で四捨五入）
・前年度３月中の退職者は算定の対象に含まない。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの日数が定められていない職員、任用期間が２か月未満の職員は人数・給与額算定の対象に含まない。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。